

平成 26 年 4 月

## 施工能力審査型総合評価方式入札における配置予定技術者の変更について

施工能力審査型総合評価方式入札における配置予定技術者について、次のとおり取り扱うこととします。

### 1 配置予定技術者の取り扱い

一般競争入札参加資格確認申請書又は希望票兼予定監理技術者等調書（以下「入札参加資格申請」という。）の提出資料に記載された配置予定技術者について、入札参加資格申請時から契約締結までの間は、次のいずれの条件を満たしている場合に限り、変更を認めることとする。ただし、配置予定技術者の変更が認められた場合であっても、施工能力評価点は入札参加資格申請時の点数とする。

- (1) 新たな配置予定技術者の保有する資格点及び実績点が入札参加資格申請時の配置予定技術者が保有する資格点及び実績点以上であること。
- (2) 新たな配置予定技術者は、直接的かつ恒常的に 3 箇月以上雇用されている者であること。

### 2 変更手続き

新たな配置予定技術者の保有する資格点、実績点及び雇用関係が確認できる書類を契約締結時まで提出し、上記の条件を満たしていることが確認できた場合に、変更を認める。

### 3 適用工事

平成 26 年 4 月 1 日以降に公告等を行う工事から適用する。